

高額介護サービス費の見直しについて

令和3年8月に
利用した
サービス分から



◎高額介護サービス費とは？

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。今回の改正では、「現役並み所得世帯」に該当する方の上限額が細分化され、新たな限度額が設定されます。

対象となる方	負担の上限（月額）	対象となる方	負担の上限（月額）
現役並み所得者世帯※1の方	44,400円（世帯）※2	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
		課税所得380万円（年収約770万円）以上課税所得690万円（約1,160万円）未満の方	93,000円（世帯）
		市民税課税で、課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
		世帯のどなたかが市民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の課税年金収入額※3 +公的年金以外の合計所得金額※4 が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）※2	前年の課税年金収入額 +公的年金以外の合計所得金額 が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※1 「現役並み所得者世帯」とは、同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上（単身の場合は383万円以上）である世帯。

※2 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※3 「課税年金収入額」とは、税法上、課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入額です。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。

※4 「合計所得金額」とは、収入から必要経費などを控除した額です（扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除等の所得控除をする前の金額です）。土地・建物の譲渡所得に係る特別控除額がある場合は、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

お問い合わせ 湖西市役所 高齢者福祉課
介護保険係（健康福祉センター内）
☎ 053-576-1104